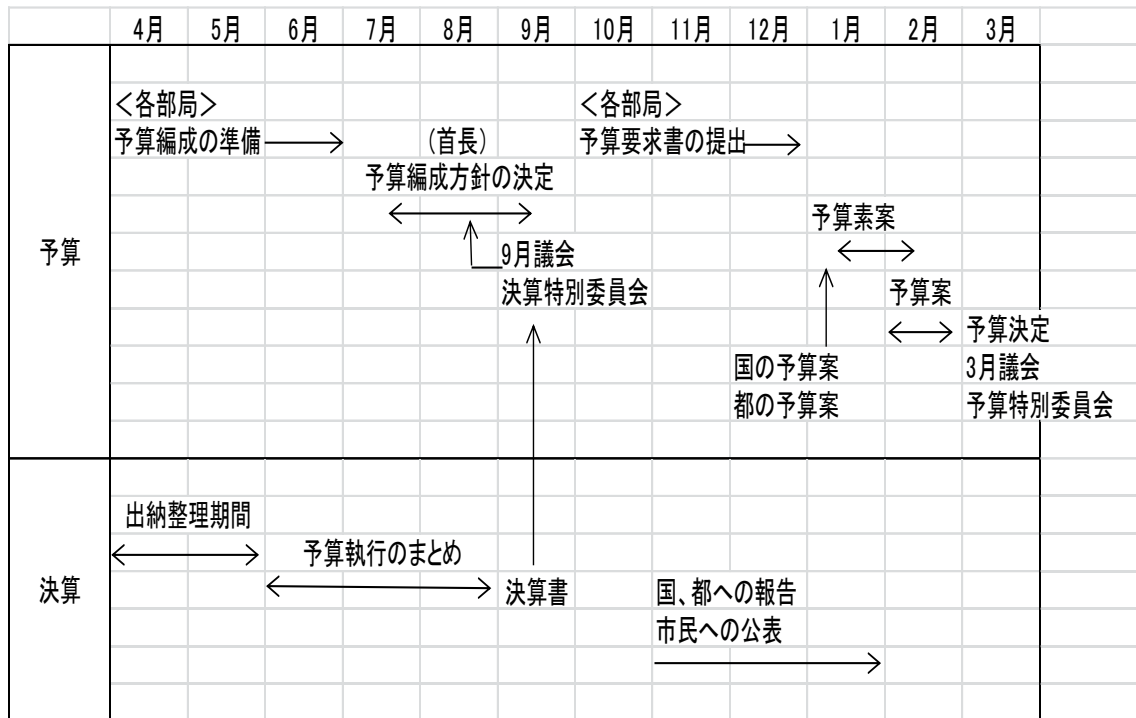


特別区の財政の特徴と課題

伊藤久雄（NPO法人まちぽっと）

1. 年間の主な財政サイクル



- ◇ これまでの国・地方公共団体の会計—現金主義
 - ・ 予算・決算制度（一般会計と企業会計を除く特別会計を普通会計として決算）
- ◇ 新公会計—発生主義等の企業会計の考え方および手法を活用した財務書類の作成。
 - ・ 現段階では、現金主義会計による予算・決算制度を補完するものと位置づけられる。
 - ・ 手法として、総務省基準モデルと東京都モデルがあるが、平成28年度決算から、全ての自治体が、国の示す「統一的な基準」による財務書類を作成することとなった。

＜4種類の財務諸表を作成）

- ① 「貸借対照表」
- ② 「行政コスト計算書」（民間では損益計算書）
- ③ 「キャッシュ・フロー計算書」
- ④ 「正味財産変動計算書」（民間では株主資本等変動計算書）

＜財務諸表の公表と活用＞

4つの財務諸表は公表されるが、たとえば「行政コスト計算書」を用いてどう活用するかは自治体によって異なる。

2. 特別区の歴史

(1) 自治権拡充の歴史

昭和 22 年（1947 年）5 月 3 日、日本国憲法とともに施行された地方自治法では、特別区は一般市と同格の自治体として出発した。ところが、実際には多くの事務権限が東京都に残されていたため、以後今日まで自治権拡充のための運動が展開されることになった。

昭和 27 年の地方自治法改正では、特別区は東京都の内部的な団体とされ、区長の公選制も廃止されてしまった。その後、東京の巨大都市化に伴う行政の行詰まりや特別区の自治権拡充運動を背景に、順次都から区への権限移譲が行われ、昭和 50 年には、区長公選制の復活をはじめ、特別区を原則市並みとする改革が行われました。

※保健所の区移管

原則 10ha 未満の都市公園の区移管 など

さらに平成 12 年（2000 年）4 月 1 日から、特別区は東京都の内部団体から脱却して法律上の「基礎的な地方公共団体」として位置付けられ、今日に至っている。（ただし市町村は普通地方公共団体、特別区は特別地方公共団体）

※清掃事業（収集、運搬、処理、処分）のうち、収集・運搬事業を区に移管。処理（清掃工場）は一部事務組合、処分（埋立て）は東京都の事業となっている。

(2) 都区制度（東京の大都市制度）

東京 23 区の区域は、970 万人を超える人びとが暮し、1 千 3 百万人近い人びとが活動する巨大な大都市地域。人口や産業が高度に集積するこの地域の行政は、全体として滞りなく円滑に行われる必要がある。

このため、それぞれの特別区が身近な自治体として基本的な役割を担いつつ、広域自治体である東京都との特別な役割分担のもとに、相互に連携して東京大都市地域の行政に責任を持つ大都市制度が設けられている。この仕組みを都区制度あるいは特別区制度と呼ぶ。

都区制度は、大都市行政の一体性確保と身近な自治の両立を図る大都市制度（一体性を強調する都と自治権拡大を主張する特別区との間で議論が継続中）であり、現在のところ、東京の特別区の存する区域にのみ適用されている。

そのため、通常は市が行う水道、下水道、消防、大規模な都市計画、都市交通（都営地下鉄、都バス）などを都が実施することや、都と 23 区間の財政調整の仕組みがあること、都区間及び特別区間の連絡調整を行うための法定の協議組織（都区協議会）、が設けられていることなどが特徴。

※多摩地区の市町村の消防は、稲城市を除いて東京都に委託。

水道は本来、市の事業だが、東京都に一元化（ただし一部一元化されていない市がある）。水源には井戸水を利用し、河川水とブレンドしてきた市もあったが、P F A S 問題が浮上して流動的。

3. 特別区財政の特徴

〈1〉都区財政調整制度

都と特別区の間には、他の自治体には見られない、財政調整の仕組みがある。これは、東京という大都市地域における行政を、広域自治体である都と基礎自治体である複数の特別区の特別な分担関係で処理する都区制度に対応した財政上の特別な制度。

まず、通常基礎自治体が行っている事務のうち特別区の区域を通じて一体的に処理する必要のある事務（上下水道、消防等）を都が処理する特例に対応して、それに見合う基礎自治体の財源を都にも配分する必要がある。

また、個々の特別区の間には著しい税源の偏在があり、特別区の区域の行政が大都市地域としての均衡を保つためには、特別区間の財源調整を行って、必要な財源を担保する必要がある。

- ① 都と特別区間の財源の均衡化を図ること
- ② 特別区相互間の財源の均衡化を図ること
- ③ 特別区の行政の自主的かつ計画的な運営を確保すること

この趣旨に従って、都は条例で特別区財政調整交付金を交付している。（自治法第 282 条第 1 項）

〈2〉地方交付税との関係

この財政調整制度は、地方交付税において都区が合算で算定されている代わりに、特別区全体及び個々の特別区の財源保障を行う役割を果たしているものでもあるとされる。

つまり、地方交付税の算定は「都区で合算」して行われるため、東京都と 23 特別区は昭和 29 年（1954 年）の地方交付税制度発足以来、地方交付税は交付されない（不交付団体という）。

（単位：億円）

<令和 5 年度

東京都普通交付税の算定結果>

道府県分…東京都が行う道府県行政を算定するもの

大都市分…特別区の区域内で東京都及び特別区が行う市町村行政を算定するもの

道府県分と大都市分を合算した財源超過額は、1 兆 6,120 億円となり、前年度に比べて 2,207 億円の増となった。

区分	令和5年度	令和4年度	増減額
基準財政収入額A	53,516	50,981	2,534
道府県分	25,672	24,134	1,539
大都市分	27,843	26,848	995
基準財政需要額B	37,396	37,068	327
道府県分	20,931	20,732	199
大都市分	16,465	16,336	128
財源超過額A-B	16,120	13,913	2,207
道府県分	4,742	3,402	1,340
大都市分	11,378	10,511	867

東京都の主張は次のとおり。

「財源超過額」をもって都に財源余剰があるかのような主張がある。

- 1 算定結果は、交付税を配分するための理論値であり、自治体の実態を表すものではない。
- 2 大都市である東京都の財政需要は大幅に抑制されている。
このことから、「財源超過額」は都の実態を表したものではなく、都に財源余剰があるという主張は妥当とは言えない。

※税源超過額－基準財政収入額が基準財政需要額を上回った額

(3) 特別区財政調整交付金の性格

自治法第 282 条第 2 項は、都は、都が賦課徴収する市町村税のうち、固定資産税、市町村民税法人分、特別土地保有税（この 3 税を「調整 3 税」という。ただし特別土地保有税は現在は停止）の収入額と、法人事業税交付対象額及び固定資産税減収補填特別交付金の合算額（「調整税等」という）の一定割合を、「特別区がひとしくその行うべき事務を遂行することができるように」交付することを定めている。

このことは、調整税等の一定割合を特別区の「固有財源」として保障するもの。この特別区財政調整交付金は、特別区の一般財源であり、その用途は各区の自主的な判断に任されており、国や都がその用途を制限したり、条件をつけることはできない。

(4) 交付金の総額

現在の特別区への配分割合は 55.1% となっている。これは、都区間の事務配分に応じて定められるものであり、税財政制度の改革や都区の役割分担の変更等があった場合に変更することとされている。

なお、現在都が処理している事務のうち基礎自治体の財源で処理すべき範囲が明確にされていないため、都区間の役割分担の明確化とそれに伴った財源配分の整理が以前から課題とされている（特別区側が毎年主張）。

※配分割合は特別区側の主要関心事の 1 つであった。

◇平 12 都区制度改革 配分割合 平成 12～ 44%⇒52%

◇平成 19 年度都区財政調整協議 配分割合 平 19～ 52%⇒55%

◇令和 2 年度都区財政調整協議 配分割合の変更 55%⇒55.1%

※平成 12 年当時の主要 5 課題

<主要 5 課題>

- 1 都に留保した清掃関連経費の取扱い
- 2 小中学校改築需要急増への対応
- 3 都区双方の大都市事務の役割分担を踏まえた財源配分のあり方
- 4 都区の事業実施状況に見合った都市計画交付金の配分

5 制度変更等状況に応じた配分割合の変更

※都市計画税も市町村税であるが、東京都では都が都税として徴収し、区に交付している。現在もなお課題。

なお税率は固定資産税の課税標準額の0.3%（多摩地域は0.23%～0.3%と条例で定めている）

(5) 交付金の種類

交付金には、普通交付金と特別交付金の2種類がある。

普通交付金の総額は、交付金の総額に100分の95を、特別交付金の総額は、交付金の総額に100分の5を乗じて得た額に相当する額。

(1) 普通交付金

基準財政需要額が、基準財政収入額を超える区に対し交付。

(2) 特別交付金

普通交付金の算定期日後に生じた災害等により特別の財政需要があるなどの事情がある区に対して、当該区の申請に基づき年2回に分けて交付。現在、普通交付税の不交付団体は港区のみ。

※令和5年度都区財政調整区側提案事項について

https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/seido/pdf/kyougi/r05_kuteian.pdf

< 区側提案事項の内容 >

- ①特別区における児童相談所の設置は、都と特別区の役割分担の大幅な変更^①に該当することから、その関連経費の影響額について、必要な財源が担保されるよう、配分割合を変更すること、また、将来の設置区数の増加による影響額に応じて順次配分割合を変更すること
- ②都区間の財源配分の課題と特別区相互間の課題とを明確に区分し、現行算定の見直しと配分割合の変更事由を混同しないよう協議を進めること
- ③投資的経費や保育所等の利用者負担の見直しなど、特別区の実態を踏まえ、主体的に調整を図った区側提案を基本に、当該年度のあるべき需要が適切に算定されるよう整理すること
- ④ 特別交付金、都市計画交付金について、課題の解決に向けて具体的な検討を進めること

(6) 区別の交付金等

各区の交付金額（令和4年度）の交付額は別紙のとおり。また交付金の4年度当初予算（歳入）に対する割合も同様。各区の財源の偏在と交付金の多寡が分かる。

4. 特別区財政の現状

■特別区財政の現状と課題（令和4年11月 特別区長会事務局）

■令和3年度 東京都特別区普通会計決算の概要（2022年09月01日 総務局）

ここでは、おもに特別区普通会計決算の概要から抜粋する。

〈1〉 東京都の見方（特別区普通会計決算：総括から）

- 令和3年度の特別区の決算規模は、前年度に比べて歳入は9.2%の減、歳出は10.5%の減となり（表1）、歳入、歳出ともに平成22年度以来11年ぶりの減となった。
- 決算収支では、実質収支が27.1%増の2,101億円となり（表1）、昭和53年度以降44年連続して、全団体黒字となった。
- 財政構造の弾力性を示す経常収支比率は、特別区財政調整交付金の増加などにより、3.3ポイント減の78.6%となった（表2）。
- 将来にわたる財政負担は、地方債現在高が減となったことに加え、積立金現在高が増となったことなどにより、前年度に比べ14.4%減となった（表3）。
- 特別区の歳入構造は、景気動向に左右されやすく、新型コロナウイルス感染症やウクライナ情勢、円安等の影響による今後の景気動向の不透明性を踏まえると、財政環境の先行きを見通すことは困難な状況にある。一方、歳出面では、新型コロナウイルス感染症対策に加え、原油・原材料価格・物価高騰等対策、超高齢社会への対応、公共施設の老朽化対策など多岐に渡る課題への対応による財政需要の増大が想定される。
- このような状況において、特別区が直面する行政課題に的確に対応し、安定的な行政サービスを実施していくため、引き続き不断の行財政改革に取り組むとともに、持続可能な財政運営を行っていく必要がある

表 財政指標の状況

(単位：%)

区分	令和3年度	令和2年度	対前年度比較
実質収支比率	8.6	7.0	1.6
経常収支比率	78.6	81.9	-3.3

(注) 各比率は、特別区の加重平均である

〈2〉 将来にわたる財政負担（特別区普通会計決算：総括から）

表 将来にわたる財政負担

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	460,973	472,148	-11,175	-2.4
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	677,231	659,122	18,109	2.7
積立金現在高 C	2,259,085	2,110,999	148,086	7.0
将来にわたる財政負担 A+B-C	-1,120,881	-979,729	-141,152	-14.4
対標準財政規模比	-45.8	-41.3	-	-

※本内容は、総務省の「地方財政状況調査」による調査結果を基に都が作成したものである。

※各表及びグラフの計数は、原則として表示単位未満を四捨五入し、端数整理をしていないため、合計額、差引額等と一致しない場合がある。

※各表の「増減額」「増減率」「構成比」の数値は、千円単位の決算数値を基に算出したものである。

<地方財政状況調査>

地方財政状況調査及び検収調書は、総務省が各自治体に依頼し、都道府県経由で回収するもので、総務省が作成する地方財政白書や「決算カード」(各区のHPには掲載されていない?総務省のHPに全自治体掲載)の基礎になるものである。地方財政状況調査及び検収調書は、かつては議員にも公開されなかった、現在は資料請求すればどの自治体でも公開する。また市民(区民)が情報公開請求すれば公開される。

将来にわたる財政負担は、地方財政健全化法によって作成される健全化判断比率(実質赤字比率、連結実質赤字比率、実質公債費比率、将来負担比率)は財政状況をみるには使えない。令和3年度決算(速報)に基づく特別区の指標は、全てにおいて早期健全化基準に該当しない結果となっている。

別紙(健全化判断比率:特別区財政課題と現状のとおり)。

現在、早期健全化基準に該当するのは夕張市のみ。

$$\text{実質公債費比率 (3か年平均)} = \frac{\text{(地方債の元利償還金 + 準元利償還金) - (特定財源 + 元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}{\text{標準財政規模 - (元利償還金・準元利償還金に係る基準財政需要額算入額)}}$$

- ・ 準元利償還金：イからホまでの合計額
- イ 満期一括償還地方債について、償還期間を30年とする元金均等年賦償還とした場合における1年当たりの元金償還金相当額
- ロ 一般会計等から一般会計等以外の特別会計への繰出金のうち、公営企業債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ハ 組合・地方開発事業団(組合等)への負担金・補助金のうち、組合等が起こした地方債の償還の財源に充てたと認められるもの
- ニ 債務負担行為に基づく支出のうち公債費に準ずるもの
- ホ 一時借入金の利子

区長会事務局が述べるとおり、特別区はこの表では「健全」であるが、基準を下回れば直ちに問題がないわけではない。

そこで私が用いるのは都道府県が用いる「将来にわたる財政負担」であるが、特別区は平均すれば対標準財政規模比ではマイナス、つまり家計で言えば貯金が借金より多い状況であり、個々の自治体をみていく必要があることになる。

(3) 実質収支比率・経常収支率

別紙「各団体別決算収支」（特別区普通会計決算の概要資料）をみていただきたい。指標として実質収支比率と経常収支比率が掲載されている。まず、実質収支比率。

※実質収支比率

自治体の財政規模に対する収支の割合を示す。収支が黒字ならば正の数、赤字ならば負の数になる。一般的に3～5%が適正な範囲とされている。

実質収支比率＝実質収支÷標準財政規模

※実質収支

歳入総額－歳出総額＝歳入歳出差引額

歳入歳出差引額－翌年度に切り越すべき財源＝実質収支

23区の場合、3%以下で負の数字（実質収支が赤字）の区はない。3%～5%の範囲にあるのは中央区と豊島区の2区のみ。10%を超える区も多く、渋谷区のように20%を超える極端な例もある（黒字幅が大きい。単年度か否かがも課題）。

中央区は歳出が多いと考えられるが、これも単年度か否かが課題。豊島区は別項で。

経常収支比率は、特別区平均で78.6%、もっとも低い区が中央区の67.8%、高い区が練馬区の84.8%である。板橋区は79.1%、豊島区81.2%、新宿区80.5%であり、ほとんどの区がかつての標準的な水準といわれた70%～80%に収まっている。

この23区の経常収支比率は、多摩地区もふくめた全国の市町村からみたら、考えられないような数字である。多摩地区市町村の平均は87.6%（分母に臨時財政対策債を除外した場合は90.0%）であり、分母に臨時財政対策債を除外した場合は100%に近い自治体も多い。

※臨時財政対策債

国の地方交付税特別会計の財源が不足し、地方交付税として交付すべき財源が不足した場合に、地方交付税の交付額を減らして、その穴埋めとして、該当する自治体自らに地方債を発行させる制度。地方交付税不交付団体には認められていない。したがって、特別区は発行できない。国の赤字国債と同じ性格。

(4) 将来にわたる財政負担

23区平均の「将来にわたる財政負担」は令和2年度が－41.3、3年度は－45.8であった。そこで板橋区、豊島区、新宿区について、総務省決算カードから作成してみた。

以上3区の将来にわたる財政負担（対標準財政規模）は23区以外の自治体からみたら脅威？である。特に豊島区と新宿区の3年度の将来にわたる財政負担はマイナスである。これは、両区とも地方債現在高がきわめて少ないことが要因である。他の特別区もマイナスのところもあると思われる（前述のように、23平均では標準財政規模の約半分の財政負担がある）。板橋区はほぼ23区平均の財政負担となっている。

ちなみに、多摩地区市町村の将来にわたる財政負担（対標準財政規模）は、2年度103.9、3年度96.3であり、両年度とも将来にわたる財政負担は標準財政規模とほぼ同額である。なお東京都以外の道府県は「将来にわたる財政負担」という指標は作成していないとおもわれる。

板橋区

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	83,442	71,806		
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	14,285	24,101		
積立金現在高 C	29,820	28,623		
将来にわたる財政負担 A+B-C	67,907	67,294		
標準財政規模	132,617	130,061		
対標準財政規模比	-51.2	-51.7		

豊島区

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	20,139	22,970		
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	20,035	16,797		
積立金現在高 C	41,969	31,676		
将来にわたる財政負担 A+B-C	-1,795	8,091		
標準財政規模	75,447	72,259		
対標準財政規模比	-102.4	-11.2		

新宿区

(単位：百万円、%)

区分	令和3年度	令和2年度	増減額	増減率
地方債現在高 A	18,619	20,376		
債務負担行為翌年度以降支出予定額 B	7,480	3,237		
積立金現在高 C	63,083	58,722		
将来にわたる財政負担 A+B-C	-36,984	-35,109		
標準財政規模	92,869	89,385		
対標準財政規模比	-139.8	-139.3		

(5) 翌年度に繰越すべき財源

別紙、各団体別決算収支の「翌年度に繰越すべき財源」をみていただきたい。特筆すべきは江戸川区で約 200 億円の繰越がある。10 億円以上も 6 区あり、豊島区が含まれる。翌年度に繰越すべき財源の大半は「明許繰越」だと思われる。議会で議決しているので違法とまではいえないが、明許繰越は「予算単年度主義」の例外であり、財政民主主義の観点からは課題があることを考えるべきだと思う。

豊島区ほか、なぜ「翌年度に繰越すべき財源」が多いのかを明らかにすることが必要だと思う。

5. 特別区財政の課題

○ 政策選択の問題として

以上のように、特別区以外の自治体と比較して優位にある財政力をいかして、どのような政策を展開するかが課題である。この場合、2つの方向性が考えられる。

- ・ 国や都に先行してでも打つべき政策課題がある場合（今年度の葛飾区の学校給食無償化のように）
- ・ 積立金のあり方を見直す。

○ 具体的な政策課題

各区ごとにさまざまな課題が考えられるが、以下は伊藤の私見。

・ 児童相談所

練馬区以外が児相を建設し、運営することになるが、たとえば人材の育成をどうするかなど、課題は多いと思われる。

・ 防災

最も備えが必要で、具体化が求められるのは江東 5 区だが、都市河川や土砂災害などはどの区も課題が多いはず。

河川災害の対応は基本的には東京都（建設局、下水道局など）だが、特別区がやらなければならない業務も多い。洪水ハザードマップや土砂災害ハザードマップの作成や防災訓練、避難所運営には課題が多い。地区防災計画策定も重要な課題（策定済みは 23 区では足立区と世田谷区）。

・ 義務教育

学校給食費の無償化はすすむと思われるが、いまだに財源を問題にしているところは疑問（まさに政策選択の問題だと思う）。さらに教材費や修学旅行経費など、公会計化や無償化が求められるのではないか。たとえば京都市相楽（そうらく）東部広域連合は平成 30 年から修学旅行費（児童又は生徒が修学旅行に参加するため直接必要な交通費、宿泊費、見学科及び均一に負担すべきこととなるその他の経費）を無償化している。

また奈良県は、奈良県への修学旅行を支援する「奈良県修学旅行誘致促進補助金」を実施している。

- ・ 保育所・学童クラブなど

保育所・学童クラブなどの課題はそれこそ無数にあると思われるが、私は以前から「家庭内保育者・子」への支援を課題にしてきた。別紙；保育所等利用待機児童等の状況（22年7月、報道発表資料）によれば、保育所等利用申込率はようやく50%を超えた。

- ・ 会計年度任用職員

処遇の抜本的な改善や、正規職員化など。

この課題は、ぜひ「はむねっと」（公務非正規女性全国ネットワーク）のアンケート調査報告書などを読んでいただきたい（読まれていると思いますが）。ここでは、2023年7月25日に行った記者会見の際に配布した資料のうち、図書館職員と学校司書の声の一部を紹介する。

<「はむねっと 2023年アンケート」の自由記述から 図書館職員と学校司書の声>

- ・ 勤務2年目に妊娠をしたのだが、妊娠だと1年休む事になり、そうなるとう雇用の更新ができないので、一度仕事を辞めて再度公募を受けてくれ、と言われた。正規の職員は育休が貰えて仕事に復職できるのに、非正規職員だけ解雇に近い形でおかしいと思った。これでは働きたければ子どもを産むな、と言っている様なものだと思う。

- ・ 研修や自己研鑽を重ね、経験と実績をあげても4回更新まで。公募試験で一次試験の筆記試験、二次は面接がある。学校司書の専門職としての経験がない方が合格、在職していた方が不合格となる場合もあり、その判断基準が分からない。筆記試験の点数で決まっているのかと考えてしまう。市は、広く平等に採用しているというが、学校司書は一人職場で幅広い経験が必要。どんな仕事でも1人前に仕事ができるようになるのに3年はかかる。さらに5年目以降は、司書の力量が上がり、発展的な教育活動ができる司書が増えるという実感がある。

しかし給料は自活できない額であり、能力が高い方や若い方は、将来を考え自ら安定した別の正規の仕事に転職する人があとをたたない。人材の入れ代わりが早い学校では、図書館活動や図書委員会活動が基本的なことで止まっており、図書館教育の発展ができずにいると感じる。

読書活動や授業支援だけでなく、子どもたちの居場所づくりや心の育成ができるはずの学校図書館が、行政からするとただの読書室としての役割との認識であるのか。人件費の削減をしたいのか。

どんなに実績を上げて、給料は変わらず退職金もなく。ただただ子どもたちの笑顔のために、到底足りない短い勤務時間設定を毎日超過して懸命に働いてきた。

やりがい搾取という現場に疲弊を感じ、自分の時間を犠牲にして続けていくことに疑問を感じる日々だった。

○ 積立金のあり方

財政調整基金にも十分か否かの課題はあるが、特定目的基金にも課題がある。現在、防災基金のような基金は各区もあると思われるが、その目的は「防災」にあって、「災害復旧」のための基金ではないと思われる。地震災害は特に膨害復旧・復興に膨大な経費を要することになる。災害復旧・復興に備えた基金の創設が必要だと思う。国の交付金は国債（借金）によるもので、将来世代にツケを残す。

その他にも不必要な基金は廃止し、必要な基金が創設されることを求めたい。

<参考資料>

- 特別区の現状と課題（参考資料） 2021年1月 特別区長会事務局

<https://www.tokyo-23city.or.jp/jigyo/kikaku/koza/seminar/documents/4.pdf>

- 都区財政調整制度 特別区長会（常時更新）

<https://www.tokyo23city-kuchokai.jp/seido/index.html>

- 地方財政状況調査及び検収調書

- ・地方財政状況調査

[地方財政状況調査 市町村分 調査表 年次 2022年 | ファイル | 統計データを探す | 政府統計の総合窓口 \(e-stat.go.jp\)](#)

（ただし、市町村に要請する統計表のみ）

- ・決算統計調査検収調書（総務省のHPには調査票も掲載なし）

- 令和4年版地方財政白書（総務省）

https://www.soumu.go.jp/menu_seisaku/hakusyo/chihou/r05ebook.html

- 地方財政関係資料（総務省）

<https://www.soumu.go.jp/iken/11534.html>